

優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、令和元年9月27日付で規程類を改正いたしました。

1. 改正した規程類

- (1) 認証対象品目一覧
- (2) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (3) 優良木質建材等認証試験検査機関登録要領
- (4) 優良木質建材等認証手数料規程
- (5) 登録試験検査機関

2. 主な改正内容

- (1) 新規品目「G-3 屋外用防腐・防蟻処理接着成形材」、「W-1 防腐・防蟻処理木質建材」の追加
- (2) 新規品目の設置に伴う諸項目を変更
- (3) 指定薬剤の追加
既存品目「A-3 高耐久性機械プレカット部材-3」、「B-2 保存処理材-2」、及び「C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材-4」の指定薬剤として「アゾール・ピレスロイド化合物系薬剤(CYBI)」（保存協会認定番号A-5475）を追加しました。
- (4) 認証手数料の改正
防腐・防蟻処理試験で薬剤分析成分が4成分となる場合における認証手数料を規定しました。

(担当：認証部 佐野)

認証対象品目一覧 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後					改正前				
HW-A Q002-2019					HW-A Q002-2018				
認証対象品目一覧					認証対象品目一覧				
この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。					この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。				
分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分	分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分
A～F (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	A～F (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G 防腐・防蟻 処理接着成 形材	G-1	防腐・防蟻処理 構造用パネル	品質性能評価基準に定める薬剤により 防腐・防蟻処理を施した木材の小片を接 着し板状に成形した製品	防腐・防蟻性能 (2種、3種)	G 防腐・防蟻 処理接着成 形材	G-1	防腐・防蟻処理 構造用パネル	品質性能評価基準に定める薬剤により 防腐・防蟻処理を施した木材の小片を接 着し板状に成形した製品	防腐・防蟻性能 (2種、3種)
	G-2	防腐・防蟻処理 接着成形軸材	品質性能評価基準に定める薬剤により 防腐・防蟻処理を施した木材の小片を接 着し軸状に成形した製品	防腐・防蟻性能 (2種、3種)		G-2	防腐・防蟻処理 接着成形軸材	品質性能評価基準に定める薬剤により 防腐・防蟻処理を施した木材の小片を接 着し軸状に成形した製品	防腐・防蟻性能 (2種、3種)
	<u>G-3</u>	<u>屋外用防腐・防 蟻処理接着成形 材</u>	<u>圧密した単板を品質性能評価基準に定 める薬剤で防腐・防蟻処理し積層接着成 形した材で、屋外用家具等の材料となる もの</u> <u>ただし、組立て前又は後に造膜型の耐 候性を有する塗装を施すものに限る</u>	防腐・防蟻性能 <u>(1種)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
H～Q (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	H～Q (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
W 防腐・防蟻 処理木質建 材	<u>W-1</u>	<u>防腐・防蟻処理 木質建材</u>	木質建材に、別途指定する薬剤を加圧 処理法により防腐・防蟻処理を施した製 品 使用する木質建材は、建築基準法第37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた ものに限る	防腐・防蟻性能 <u>(2種)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制定	平成16年	6月15日	住木技発16第114号		制定	平成16年	6月15日	住木技発16第114号	
改正	平成16年	11月1日	住木技発16第227号		改正	平成16年	11月1日	住木技発16第227号	
改正	平成17年	12月1日	住木技発17第283号		改正	平成17年	12月1日	住木技発17第283号	
改正	平成19年	5月17日	住木技発19第146号		改正	平成19年	5月17日	住木技発19第146号	
改正	平成19年	6月11日	住木技発19第176号		改正	平成19年	6月11日	住木技発19第176号	
改正	平成21年	5月15日	住木技発21第294号		改正	平成21年	5月15日	住木技発21第294号	

改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号	改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号
改正	平成25年4月16日	住木認発25第38号	改正	平成25年4月16日	住木認発25第38号
改正	平成26年2月13日	住木認発26第14号	改正	平成26年2月13日	住木認発26第14号
改正	平成27年6月4日	住木認発27第83号	改正	平成27年6月4日	住木認発27第83号
改正	平成30年6月25日	住木認発30第103号	改正	平成30年6月25日	住木認発30第103号
改正	平成30年8月23日	住木認発30第133号	改正	平成30年8月23日	住木認発30第133号
改正	平成30年10月31日	住木認発30第182号	改正	平成30年10月31日	住木認発30第182号
改正	令和元年9月27日	住木認発第191号			

改正後	改正前																																		
<p>A-3 高耐久性機械プレカット部材-3</p>	<p>A-3 高耐久性機械プレカット部材-3</p>																																		
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木造建築物の木造構造部分に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に使用する構造軸材製品（乾燥処理製材、集成材、単板積層材）で、継手又は仕口に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理が施されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> プレカット加工後に薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施したもの。 プレカット加工には金物工法用を含む。 	<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木造建築物の木造構造部分に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に使用する構造軸材製品（乾燥処理製材、集成材、単板積層材）で、継手又は仕口に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理が施されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> プレカット加工後に薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施したもの。 プレカット加工には金物工法用を含む。 																																		
<p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、シプロコナゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5453</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td rowspan="2">シプロコナゾール、ビフェントリン</td> <td rowspan="2">CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> <tr> <td><u>A-5475</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453	アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ビフェントリン	CYBI	A-5457	<u>A-5475</u>	<p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、シプロコナゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5453</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td rowspan="2">シプロコナゾール、ビフェントリン</td> <td rowspan="2">CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453	アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ビフェントリン	CYBI	A-5457	<u>(新設)</u>
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号																																
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307																																
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453																																
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ビフェントリン	CYBI	A-5457																																
			<u>A-5475</u>																																
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号																																
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307																																
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453																																
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ビフェントリン	CYBI	A-5457																																
			<u>(新設)</u>																																
<p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p>	<p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p>																																		
<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 選別技術者（2名以上） 建築士（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 	<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 選別技術者（2名以上） 建築士（1名以上） 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 																																		
<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)</td> <td>2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 加工部材（加工部を除く）の欠点測定</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 加工部の欠点測定</td> </tr> <tr> <td>3 加工部の加工精度測定</td> </tr> <tr> <td>4 加工部の位置測定</td> </tr> <tr> <td>5 含水率測定</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種	検査項目	性能区分	1 加工部材（加工部を除く）の欠点測定		2 加工部の欠点測定	3 加工部の加工精度測定	4 加工部の位置測定	5 含水率測定	<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)</td> <td>2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 加工部材（加工部を除く）の欠点測定</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 加工部の欠点測定</td> </tr> <tr> <td>3 加工部の加工精度測定</td> </tr> <tr> <td>4 加工部の位置測定</td> </tr> <tr> <td>5 含水率測定</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種	検査項目	性能区分	1 加工部材（加工部を除く）の欠点測定		2 加工部の欠点測定	3 加工部の加工精度測定	4 加工部の位置測定	5 含水率測定										
試験項目	性能区分																																		
1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種																																		
検査項目	性能区分																																		
1 加工部材（加工部を除く）の欠点測定																																			
2 加工部の欠点測定																																			
3 加工部の加工精度測定																																			
4 加工部の位置測定																																			
5 含水率測定																																			
試験項目	性能区分																																		
1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種																																		
検査項目	性能区分																																		
1 加工部材（加工部を除く）の欠点測定																																			
2 加工部の欠点測定																																			
3 加工部の加工精度測定																																			
4 加工部の位置測定																																			
5 含水率測定																																			

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
試験片の作製	<p>1. 試料の数 薬剤の種類ごとに、土台及びその他主要部材 1 種類について 2 本ずつ抽出する。(切断法による。)</p> <p>2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片 1 個を作製する。</p> <p>3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。<u>ただし、別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法に吸収量試験試料の調整の規定がある場合はそれに従う。</u></p>
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。
判定基準	<p>浸潤度：別に定める基準による。(別表 1)</p> <p>吸収量：別に定める基準による。(別表 2)</p>
備考	1. 土台、その他所定の部材に適用する。

(以下略)

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
試験片の作製	<p>1. 試料の数 薬剤の種類ごとに、土台及びその他主要部材 1 種類について 2 本ずつ抽出する。(切断法による。)</p> <p>2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片 1 個を作製する。</p> <p>3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。</p>
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。
判定基準	<p>浸潤度：別に定める基準による。(別表 1)</p> <p>吸収量：別に定める基準による。(別表 2)</p>
備考	1. 土台、その他所定の部材に適用する。

(以下略)

優良木質建材等品質性能評価基準 B-2 保存処理材－2 新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																																						
<p>B-2 保存処理材－2</p> <p>1. 対象となる建材の範囲 建築用製材に別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンブ ロックス、シブ ロコゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td rowspan="2">シブ ロコゾール、ヒフェントリン</td> <td rowspan="2">CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> <tr> <td><u>A-5475</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td>1種、2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 材面の欠点測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ ロックス、シブ ロコゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435	アゾール・ピレスロイド化合物系	シブ ロコゾール、ヒフェントリン	CYBI	A-5457	<u>A-5475</u>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種	検査項目	性能区分	1 寸法測定		2 材面の欠点測定		<p>B-2 保存処理材－2</p> <p>1. 対象となる建材の範囲 建築用製材に別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンブ ロックス、シブ ロコゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td rowspan="2">シブ ロコゾール、ヒフェントリン</td> <td rowspan="2">CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> <tr> <td><u>A-5475</u> <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td>1種、2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 材面の欠点測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ ロックス、シブ ロコゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435	アゾール・ピレスロイド化合物系	シブ ロコゾール、ヒフェントリン	CYBI	A-5457	<u>A-5475</u> <u>(新設)</u>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種	検査項目	性能区分	1 寸法測定		2 材面の欠点測定	
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																																																				
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ ロックス、シブ ロコゾール	AZE	A-5307																																																				
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435																																																				
アゾール・ピレスロイド化合物系	シブ ロコゾール、ヒフェントリン	CYBI	A-5457																																																				
			<u>A-5475</u>																																																				
試験項目	性能区分																																																						
1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種																																																						
検査項目	性能区分																																																						
1 寸法測定																																																							
2 材面の欠点測定																																																							
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																																																				
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ ロックス、シブ ロコゾール	AZE	A-5307																																																				
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435																																																				
アゾール・ピレスロイド化合物系	シブ ロコゾール、ヒフェントリン	CYBI	A-5457																																																				
			<u>A-5475</u> <u>(新設)</u>																																																				
試験項目	性能区分																																																						
1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種																																																						
検査項目	性能区分																																																						
1 寸法測定																																																							
2 材面の欠点測定																																																							

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験										
試験片の作製	1. 試料材の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。(切断法による。)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
	1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片を 1 個作製する。											
3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。 <u>ただし、別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法に吸収量試験試料の調整の規定がある場合はそれに従う。</u>											
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。										
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)										
備考											

(以下略)

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験										
試験片の作製	1. 試料材の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。(切断法による。)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
	1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片を 1 個作製する。											
3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。											
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。										
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)										
備考											

(以下略)

改正後	改正前																																																														
C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材-4	C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材-4																																																														
<p>1. 対象となる建材の範囲 構造用集成材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用集成材は、JAS 認定品に限る。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、シプロロキサール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イダクプロリト</td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td rowspan="2">シプロロキサール、ピフェントリン</td> <td rowspan="2">CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> <tr> <td><u>A-5475</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td rowspan="7">2種及び3種</td> </tr> <tr> <td>2 浸せきはく離試験（3と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>3 煮沸はく離試験（2と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）</td> </tr> <tr> <td>5 ブロックせん断試験</td> </tr> <tr> <td>6 曲げ試験</td> </tr> <tr> <td>7 含水率試験</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 試験・検査の方法及び判定基準 (以下略)</p>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロロキサール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イダクプロリト	IAAC	A-5435	アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロロキサール、ピフェントリン	CYBI	A-5457	<u>A-5475</u>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種	2 浸せきはく離試験（3と対で行う）	3 煮沸はく離試験（2と対で行う）	4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）	5 ブロックせん断試験	6 曲げ試験	7 含水率試験	検査項目	性能区分	1 寸法測定		<p>1. 対象となる建材の範囲 構造用集成材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用集成材は、JAS 認定品に限る。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、シプロロキサール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イダクプロリト</td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td rowspan="2">シプロロキサール、ピフェントリン</td> <td rowspan="2">CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td rowspan="7">2種及び3種</td> </tr> <tr> <td>2 浸せきはく離試験（3と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>3 煮沸はく離試験（2と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）</td> </tr> <tr> <td>5 ブロックせん断試験</td> </tr> <tr> <td>6 曲げ試験</td> </tr> <tr> <td>7 含水率試験</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 試験・検査の方法及び判定基準 (以下略)</p>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロロキサール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イダクプロリト	IAAC	A-5435	アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロロキサール、ピフェントリン	CYBI	A-5457	<u>(新設)</u>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種	2 浸せきはく離試験（3と対で行う）	3 煮沸はく離試験（2と対で行う）	4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）	5 ブロックせん断試験	6 曲げ試験	7 含水率試験	検査項目	性能区分	1 寸法測定	
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																																																												
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロロキサール	AZE	A-5307																																																												
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イダクプロリト	IAAC	A-5435																																																												
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロロキサール、ピフェントリン	CYBI	A-5457																																																												
			<u>A-5475</u>																																																												
試験項目	性能区分																																																														
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種																																																														
2 浸せきはく離試験（3と対で行う）																																																															
3 煮沸はく離試験（2と対で行う）																																																															
4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）																																																															
5 ブロックせん断試験																																																															
6 曲げ試験																																																															
7 含水率試験																																																															
検査項目	性能区分																																																														
1 寸法測定																																																															
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																																																												
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロロキサール	AZE	A-5307																																																												
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イダクプロリト	IAAC	A-5435																																																												
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロロキサール、ピフェントリン	CYBI	A-5457																																																												
			<u>(新設)</u>																																																												
試験項目	性能区分																																																														
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種																																																														
2 浸せきはく離試験（3と対で行う）																																																															
3 煮沸はく離試験（2と対で行う）																																																															
4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）																																																															
5 ブロックせん断試験																																																															
6 曲げ試験																																																															
7 含水率試験																																																															
検査項目	性能区分																																																														
1 寸法測定																																																															

改正後	改正前																		
<p><u>G-3 屋外用防腐・防蟻処理接着成形材</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																		
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p><u>圧密した単板を別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理し積層接着成形した材で、屋外用家具等の材料となるもの。ただし、組立て前又は後に造膜型の耐候性を有する塗装を施すものに限る。</u></p>																			
<p>指定薬剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">有効成分</th> <th style="text-align: center;">AQ表示</th> <th style="text-align: center;">保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四級アンモニウム化合物系</td> <td>DDAC</td> <td>AAC-1</td> <td>A-5216</td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5216											
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5216																
<p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p>																			
<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① <u>品質管理責任者等（JAS 認証機関による研修修了者等）（1名以上）</u></p> <p>② <u>木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）</u></p> <p>③ <u>木材保存士（1名以上）</u></p> <p>④ <u>木材接着士（1名以上）</u></p>																			
<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>防腐・防蟻処理試験</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 <u>連続煮沸試験（3との択一）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 <u>スチーミング繰返し試験（2との択一）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>常態曲げ試験</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 <u>含水率試験</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 <u>吸水厚さ膨張率試験</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>寸法測定</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	性能区分	1 <u>防腐・防蟻処理試験</u>		2 <u>連続煮沸試験（3との択一）</u>		3 <u>スチーミング繰返し試験（2との択一）</u>		4 <u>常態曲げ試験</u>		5 <u>含水率試験</u>		6 <u>吸水厚さ膨張率試験</u>		検査項目	性能区分	1 <u>寸法測定</u>		
試験項目	性能区分																		
1 <u>防腐・防蟻処理試験</u>																			
2 <u>連続煮沸試験（3との択一）</u>																			
3 <u>スチーミング繰返し試験（2との択一）</u>																			
4 <u>常態曲げ試験</u>																			
5 <u>含水率試験</u>																			
6 <u>吸水厚さ膨張率試験</u>																			
検査項目	性能区分																		
1 <u>寸法測定</u>																			

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験										
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、同表の右欄に掲げる数の試料を任意に抽出する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
	1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
浸潤度：試料の中央部付近から、厚さをそのままに幅 100mm 長さ 100mm の試験片を 1 枚採取する。											
吸収量：試料の中央部付近から、厚さをそのままに幅 20mm 長さ 20mm 以上を切り出したもの 1 枚を試験片とし、これを細かく砕いて全乾にしたものを試料とする。なお、気乾状態の試料または比較的温和な条件で乾燥（例えば 60℃で 48 時間乾燥）した試料で分析を行うことも可能とするが、その場合は、同一試料から分離したものから別途含水率を求め、測定値を全乾質量を基にした値に補正するものとする。											
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。										
判定基準	浸潤度：断面積の浸潤度が 80%以上で、かつ、表裏面単板から深さ 10mm までの部分の浸潤度が 80%以上であること。 吸収量：別に定める基準による。（別表）										
備考	試料材は塗装を施したものとする。										

別表 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)
			1種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として	9.0 以上

試験項目	連続煮沸試験										
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。試料材は平板状のものとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
	1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
試験片は、合板の JAS に定める連続煮沸試験の試験片の作製による。											
試験方法	合板の JAS に定める連続煮沸試験の試験方法による。										
判定基準	合板の JAS に定める構造用合板特類の基準による。										

備考	スチーミング繰返し試験との択一で行う。 試料材は塗装を施したものとする。
----	---

試験項目	スチーミング繰返し試験															
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。試料材は平板状のものとする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数		1,000 以下	2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
		1,000 以下	2													
	1,001 以上	2,000 以下	3													
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														
試験片は、合板の JAS に定めるスチーミング繰返し試験の試験片の作製による。																
試験方法	合板の JAS に定めるスチーミング繰返し試験の試験方法による。															
判定基準	合板の JAS に定める構造用合板特類の基準による。															
備考	連続煮沸試験との択一で行う。 試料材は塗装を施したものとする。															

試験項目	常態曲げ試験															
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。試料材は平板状のものとする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数		1,000 以下	2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
		1,000 以下	2													
	1,001 以上	2,000 以下	3													
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														
試験片は、表層の単板の繊維方向（表面材を貼り付けている場合は、芯材となる合板の表層の単板の繊維方向）に 400mm、繊維直交方向に 300mm の長方形状のものを 2 片作製する。																
試験方法	構造用パネルの JAS に定める試験方法による。															
判定基準	合板の JAS に定める構造用合板 2 級の基準による。															
備考	試料材は塗装を施したものとする。															

試験項目	含水率試験															
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、同表の右欄に掲げる数の試料材を任意に抽出する。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数		1,000 以下	2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
		1,000 以下	2													
	1,001 以上	2,000 以下	3													
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														

	試験片は、合板の JAS に定める試験片の作製による。												
試験方法	合板の JAS に定める試験方法による。												
判定基準	合板の JAS に定める基準による。												
備考	試験材は塗装を施したものとする。												
試験項目	吸水厚さ膨張率試験												
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、同表の右欄に掲げる数の試験材を任意に抽出する。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試験材数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		試験荷口の大きさ	試験材数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5	
	試験荷口の大きさ	試験材数											
	1,000 以下	2											
	1,001 以上 2,000 以下	3											
2,001 以上 3,000 以下	4												
3,001 以上 4,000 以下	5												
試験片は、構造用パネルの JAS に定める試験片の作製による。作製した試験片は、4 側面に塗装を施した後供試する。													
試験方法	構造用パネルの JAS に定める試験方法による。												
判定基準	構造用パネルの JAS に定める基準による。												
備考	試験材は塗装を施したものとする。												
検査項目	寸法測定												
部材の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる荷口の大きさに応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試験材を任意に抽出する。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試験材数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		試験荷口の大きさ	試験材数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5	
	試験荷口の大きさ	試験材数											
	1,000 以下	2											
	1,001 以上 2,000 以下	3											
2,001 以上 3,000 以下	4												
3,001 以上 4,000 以下	5												
ノギス又はダイヤルゲージにより測定する。													
検査方法	厚さ：欠点のない各稜線から 20～50mm 内側の 3 箇所（長さ/2、長さ/4（相対辺）、幅/2）の平均値を測定する。												
判定基準	測定した厚さと表示厚さの差が自社の基準に適合すること。												
備考	試験材は塗装を施したものとする。												

改正後	改正前								
<p>W-1 防腐・防蟻処理木質建材</p>	<p>(新設)</p>								
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木質建材に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する木質建材は、建築基準法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものに限る。</p>									
<p>指定薬剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">有効成分</th> <th style="text-align: center;">AQ表示</th> <th style="text-align: center;">保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">アゾール・ネオニコチノイド化合物系</td> <td style="text-align: center;">シプロナール、イダグロリド</td> <td style="text-align: center;">AZN</td> <td style="text-align: center;">A-5344 A-5464</td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロナール、イダグロリド	AZN	A-5344 A-5464	
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号						
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロナール、イダグロリド	AZN	A-5344 A-5464						
<p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p>									
<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者等 (JAS 登録認証機関による研修修了者等 (保存処理)) (1名以上)</p> <p>② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者 (合格者) (1名以上)</p> <p>③ 木材保存士 (1名以上) ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>④ 木材接着士 (1名以上)</p>									
<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 1 防腐・防蟻処理試験 2 浸せき剥離試験 (3と対で行う) 3 煮沸剥離試験 (2と対で行う) 4 減圧加圧剥離試験 (2及び3との択一) 5 ブロックせん断試験 6 曲げ試験 7 含水率試験 </td> <td style="text-align: center;">2種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 寸法測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験 2 浸せき剥離試験 (3と対で行う) 3 煮沸剥離試験 (2と対で行う) 4 減圧加圧剥離試験 (2及び3との択一) 5 ブロックせん断試験 6 曲げ試験 7 含水率試験	2種	検査項目	性能区分	1 寸法測定		
試験項目	性能区分								
1 防腐・防蟻処理試験 2 浸せき剥離試験 (3と対で行う) 3 煮沸剥離試験 (2と対で行う) 4 減圧加圧剥離試験 (2及び3との択一) 5 ブロックせん断試験 6 曲げ試験 7 含水率試験	2種								
検査項目	性能区分								
1 寸法測定									

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験	
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻を施した集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。	
	試験片は、各試料材の長さの中央付近において、試料材厚さ及び幅をそのままとし、長さ 5cm 以上の試験片を 1 片ずつ作製する。	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
2,001 以上 3,000 以下	4	
3,001 以上 4,000 以下	5	
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
判定基準	1. 浸潤度 別に定める基準による（別表 1）。	
	2. 吸収量 別に定める基準による（別表 2）。	
備考		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

別表 2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)
			2 種
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	ジプロザール・イダグロプリドとして	0.15 以上

試験項目	浸せき剥離試験
試験片の作製	集成材の JAS に定める構造用集成材の浸せき剥離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS に定める構造用集成材の浸せき剥離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS に定める構造用集成材の浸せき剥離試験の使用環境 A の適合基準による。
備考	煮沸剥離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	煮沸剥離試験	
試験片の作製	集成材の JAS に定める構造用集成材の煮沸剥離試験の試験片の作製による。	
検査方法	集成材の JAS に定める構造用集成材の煮沸剥離試験の試験方法による。	
判定基準	集成材の JAS に定める構造用集成材の煮沸剥離試験の使用環境 A の適合基準による。	
備考	浸せき剥離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。	
試験項目	減圧加圧剥離試験	
試験片の作製	集成材の JAS に定める構造用集成材の減圧加圧剥離試験の試験片の作製による。	
検査方法	集成材の JAS に定める構造用集成材の減圧加圧剥離試験の試験方法による。	
判定基準	集成材の JAS に定める構造用集成材の減圧加圧剥離試験の使用環境 A の適合基準による。	
備考	浸せき剥離試験及び煮沸剥離試験との択一で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。	
試験項目	ブロックせん断試験	
試験片の作製	集成材の JAS に定める構造用集成材のブロックせん断試験の試験片の作製による。	
検査方法	集成材の JAS に定める構造用集成材のブロックせん断試験の試験方法による。	
判定基準	集成材の JAS に定める構造用集成材のブロックせん断試験の適合基準による。	
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。	
試験項目	曲げ試験	
試験片の作製	集成材の JAS に定める構造用集成材の曲げ試験の試験片の作製による。	
検査方法	集成材の JAS に定める構造用集成材の曲げ A 試験の試験方法による。	
判定基準	全ての試験片の曲げヤング係数及び曲げ強さが、下表の左欄に掲げる集成材の断面寸法の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数位置以上であること。	
	断面寸法	曲げヤング係数 (GPa)
	90mm×90mm	7.5
	105mm×105mm	7.5
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。	

試験項目	含水率試験
試験片の作製	集成材の JAS に定める構造用集成材の含水率試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS に定める構造用集成材の含水率試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS に定める構造用集成材の含水率の適合基準による。
備考	試料材の本数は、浸せき剥離試験の例による。

検査項目	寸法測定										
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上 4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ	試料数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上 4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ	試料数									
	1,000 以下	2									
	1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4										
3,001 以上 4,000 以下	5										
検査方法	鋼製巻尺、ノギスにより測定する。 短辺及び長辺：材長のおおむね中央部を 1 箇所測定する。 材長：短辺又は長辺の中央部付近の長さ方向を 1 箇所測定する。										
判定基準	集成材の JAS に定める構造用集成材の寸法の適合基準による。										
備考											

優良木質建材等認証審査要領 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
HW-A Q007-2019	HW-A Q007-2018
優良木質建材等認証審査要領	優良木質建材等認証審査要領
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 本要領の基本的活用方針 (略)	2 本要領の基本的活用方針 (略)
3 審査の観点 (略)	3 審査の観点 (略)
4 審査の手順 (略)	4 審査の手順 (略)
5 製品の品質に関する審査 (略)	5 製品の品質に関する審査 (略)
6 生産体制の品質に関する審査 (略)	6 生産体制の品質に関する審査 (略)
7 供給体制の品質に関する審査 (略)	7 供給体制の品質に関する審査 (略)
8 工場実地調査 (略)	8 工場実地調査 (略)
9 審査報告書 (略)	9 審査報告書 (略)
制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成24年 4月20日 住木認発24第 42号	改正 平成24年 4月20日 住木認発24第 42号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号	改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号	改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号	改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
<u>改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号</u>	

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ G-2(略)	(略)	(略)
G-3	屋外用防腐・防蟻処理接着成形材	① 品質管理責任者等 (JAS 認証機関による研修修了者等) (1名以上) ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者 (合格者) (1名以上) ③ 木材保存士 (1名以上) ④ 木材接着士 (1名以上)
H-1～ Q-1(略)	(略)	(略)
W-1	防腐・防蟻処理木質建材	① 品質管理責任者等 (JAS 登録認証機関による研修修了者等 (保存処理)) (1名以上) ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者 (合格者) (1名以上) ③ 木材保存士 (1名以上) ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士 (1名以上)
X-1(略)	(略)	(略)

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ G-2(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
H-1～ Q-1(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
X-1(略)	(略)	(略)

優良木質建材等認証手数料規程 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
HW-A Q008-2019	HW-A Q008-2019
優良木質建材等認証手数料規程	優良木質建材等認証手数料規程
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 用語の定義 (略)	2 用語の定義 (略)
3 新規及び更新手数料 (略)	3 新規及び更新手数料 (略)
4 変更手数料 (略)	4 変更手数料 (略)
5 認証書の再交付料 (略)	5 認証書の再交付料 (略)
6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)	6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)
7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)	7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)
(付則) (略)	(付則) (略)
制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号	制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号	改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号	改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号	改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号	改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号	改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号	改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号
改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号

別表1 認証手数料(税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1	高耐久性機械プレカット部材	処理委託・加工1種類	406,800円	356,800円
A-2	高耐久性機械プレカット部材-2	上記以外・加工1種類	350,000円	300,000円
A-3	高耐久性機械プレカット部材-3	処理委託・加工2種類	456,800円	406,800円
		上記以外・加工2種類	400,000円	350,000円
A-4	乾燥処理機械プレカット部材	加工1種類	350,000円	300,000円
		加工2種類	400,000円	350,000円
B-1	保存処理材			
B-2	保存処理材-2		396,800円	346,800円
B-3	屋外製品部材			
B-4	車両用木製防護柵部材	目視等級区分	396,800円	346,800円
		機械等級区分	443,800円	393,800円
B-5	防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用たて継ぎ材		599,400円	549,400円
C-1	防腐・防蟻処理構造用集成材			
C-2	防腐・防蟻処理構造用集成材-2		436,100円	386,100円
C-3	防腐・防蟻処理構造用集成材-3			
C-4	防腐・防蟻処理構造用集成材-4			
C-5	防腐・防蟻処理構造用集成材-5		458,600円	408,600円
D-1	防腐・防蟻処理合板等	構造用合板1級	443,800円	393,800円
D-2		構造用合板2級	420,300円	370,300円
		普通合板1類	400,800円	350,800円
		普通合板2類	396,300円	346,300円
		構造用単板積層材	469,800円	419,800円
		造作用単板積層材	397,800円	347,800円
E-1	モルタル下地用合板		464,400円	414,400円
E-2	たて継ぎ構造用合板		407,200円	357,200円
F-1	床用3層パネル		385,025円	335,025円
F-2	構造用単板積層板		439,800円	389,800円

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号

別表1 認証手数料(税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1	高耐久性機械プレカット部材	処理委託・加工1種類	406,800円	356,800円
A-2	高耐久性機械プレカット部材-2	上記以外・加工1種類	350,000円	300,000円
A-3	高耐久性機械プレカット部材-3	処理委託・加工2種類	456,800円	406,800円
		上記以外・加工2種類	400,000円	350,000円
A-4	乾燥処理機械プレカット部材	加工1種類	350,000円	300,000円
		加工2種類	400,000円	350,000円
B-1	保存処理材			
B-2	保存処理材-2		396,800円	346,800円
B-3	屋外製品部材			
B-4	車両用木製防護柵部材	目視等級区分	396,800円	346,800円
		機械等級区分	443,800円	393,800円
B-5	防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用たて継ぎ材		599,400円	549,400円
C-1	防腐・防蟻処理構造用集成材			
C-2	防腐・防蟻処理構造用集成材-2		436,100円	386,100円
C-3	防腐・防蟻処理構造用集成材-3			
C-4	防腐・防蟻処理構造用集成材-4			
C-5	防腐・防蟻処理構造用集成材-5		458,600円	408,600円
D-1	防腐・防蟻処理合板等	構造用合板1級	443,800円	393,800円
D-2		構造用合板2級	420,300円	370,300円
		普通合板1類	400,800円	350,800円
		普通合板2類	396,300円	346,300円
		構造用単板積層材	469,800円	419,800円
		造作用単板積層材	397,800円	347,800円
E-1	モルタル下地用合板		464,400円	414,400円
E-2	たて継ぎ構造用合板		407,200円	357,200円
F-1	床用3層パネル		385,025円	335,025円
F-2	構造用単板積層板		439,800円	389,800円

F-3	構造用台形ラミナ集成材		367,800 円	317,800 円
F-4	床下地用台形ラミナ集成パネル		391,000 円	341,000 円
G-1	防腐・防蟻処理構造用パネル		460,600 円	410,600 円
G-2	防腐・防蟻処理接着成形軸材		394,600 円	344,600 円
G-3	屋外用防腐・防蟻処理接着成形材		454,100 円	404,100 円
H-1	接着成形造作用芯材		337,905 円	287,905 円
H-2	型枠用成形板		368,800 円	318,800 円
I-1	樹脂処理保存処理材		382,000 円	332,000 円
I-2	樹脂処理屋外製品部材		366,250 円	316,250 円
J-1	表層圧密フローリンブ		339,800 円	289,800 円
K-1	熱処理壁用製材		405,000 円	355,000 円
M-1	収縮抑制処理材	曲げヤング係数の等級区分を行う仕様を含まない場合	371,000 円	321,000 円
		曲げヤング係数の等級区分を行う仕様を含む場合	438,000 円	388,000 円
N-1	白華抑制塗装木質建材	屋内用	572,400 円	522,400 円
		屋外用	658,000 円	608,000 円
N-2	耐候性塗装木質建材	耐候形 1 種	559,000 円	509,000 円
		耐候形 2 種	506,000 円	456,000 円
		耐候形 3 種	445,000 円	395,000 円
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 未満の場合	440,300 円	390,300 円
		品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 以上 174mm 未満の場合	494,800 円	444,800 円
Q-1	難燃処理木質建材		640,000 円	450,000 円
W-1	防腐・防蟻処理木質建材		437,300 円	387,300 円
X-1	足場板		395,000 円	345,000 円

F-3	構造用台形ラミナ集成材		367,800 円	317,800 円
F-4	床下地用台形ラミナ集成パネル		391,000 円	341,000 円
G-1	防腐・防蟻処理構造用パネル		460,600 円	410,600 円
G-2	防腐・防蟻処理接着成形軸材		394,600 円	344,600 円
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
H-1	接着成形造作用芯材		337,905 円	287,905 円
H-2	型枠用成形板		368,800 円	318,800 円
I-1	樹脂処理保存処理材		382,000 円	332,000 円
I-2	樹脂処理屋外製品部材		366,250 円	316,250 円
J-1	表層圧密フローリンブ		339,800 円	289,800 円
K-1	熱処理壁用製材		405,000 円	355,000 円
M-1	収縮抑制処理材	曲げヤング係数の等級区分を行う仕様を含まない場合	371,000 円	321,000 円
		曲げヤング係数の等級区分を行う仕様を含む場合	438,000 円	388,000 円
N-1	白華抑制塗装木質建材	屋内用	572,400 円	522,400 円
		屋外用	658,000 円	608,000 円
N-2	耐候性塗装木質建材	耐候形 1 種	559,000 円	509,000 円
		耐候形 2 種	506,000 円	456,000 円
		耐候形 3 種	445,000 円	395,000 円
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 未満の場合	440,300 円	390,300 円
		品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 以上 174mm 未満の場合	494,800 円	444,800 円
Q-1	難燃処理木質建材		640,000 円	450,000 円
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
X-1	足場板		395,000 円	345,000 円

- 1 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、2工場以降1工場につき60,000円(税別)を加算する。
- 2 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2件目以降の認証手数料は別表1の金額から100,000円(税別)を割り引く。
- 3 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場実地調査を省略する場合には、認証手数料は別表1の金額から60,000円(税別)を割り引く。
- 4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場実地調査を兼ねられる場合には2件目以降の認証手数料は別表1の金額から60,000円(税別)を割り引く。
- 5 機械プレカット部材の金物については、2つ目の金物から1金物10,000円(税別)を加算する。
- 6 優良木質建材等の品質性能評価基準において防腐・防蟻処理試験が規定されている品目で、薬剤分析成分が4成分となる場合には、別表1の金額に123,200円(税別)を加算する。

別表2 変更手数料(税別)
(略)

- 1 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、2工場以降1工場につき60,000円(税別)を加算する。
- 2 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2件目以降の認証手数料は別表1の金額から100,000円(税別)を割り引く。
- 3 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場実地調査を省略する場合には、認証手数料は別表1の金額から60,000円(税別)を割り引く。
- 4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場実地調査を兼ねられる場合には2件目以降の認証手数料は別表1の金額から60,000円(税別)を割り引く。
- 5 機械プレカット部材の金物については、2つ目の金物から1金物10,000円(税別)を加算する。

別表2 変更手数料(税別)
(略)

優良木質建材等認証登録試験検査機関 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
登録試験検査機関				登録試験検査機関			
令和元年9月27日現在				平成30年11月1日現在			
記号	対象品目名称	登録試験機関	登録検査機関	記号	対象品目名称	登録試験機関	登録検査機関
A-1～ G-2 (略)	(略)	(略)	(略)	A-1～ G-2 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>G-3</u>	<u>屋外用防腐・防蟻処理接着成形材</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
H-1～ Q-1 (略)	(略)	(略)	(略)	H-1～ Q-1 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>W-1</u>	<u>防腐・防蟻処理木質建材</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(公財)日本合板検査会</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
X-1 (略)	(略)	(略)	(略)	X-1 (略)	(略)	(略)	(略)
試験に関する外部機関への委託 (略)				試験に関する外部機関への委託 (略)			